

平成 18 年度国家予算に関する重点要望

国の来年度の予算編成について、非常に厳しい情勢にあることは承知してありますが、本要望は、指定都市として大都市行政を推進するうえで、国の協力が必要な事項を厳選したものです。

とりわけ、下記の事項について、格段の配慮をされるよう強く要望します。

記

- 1 国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする三位一体の改革の実施
地方の自主的・自立的な行財政運営の実現に向けて、国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする三位一体の改革を実施するよう要望する。
 - (1) 地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を確立し、地域のニーズに的確に対応するため、所得税・消費税・法人税など複数の基幹税を国から地方へ税源移譲することにより、国・地方間の租税配分を是正し、地方税中心の歳入構造とする必要がある。

この趣旨を踏まえ、まずは所得税から個人住民税へ 3 兆円規模の税源移譲を確実に実施すること。
 - (2) 平成 17 年中に結論を得るとされている国庫補助負担金の改革は、地方の改革案に沿ったものとし、必ず税源移譲と一体で進めること。

公立文教施設等施設費及び公共事業関係の国庫補助負担金についても税源移譲の対象とするとともに、交付金化についても、国の関与が依然として残ることから暫定的なものとし、必ず税源移譲につなげること。
 - (3) 昨年政府・与党合意を踏まえ、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保するとともに、本格的な税源移譲の際には、地方交付税原資の減少が生じることのないよう、地方交付税率の引き上げ等の措置を実施すること。また、地方交付税の改革については、地方からの意見を踏まえ、地方のあるべき行政サービスの水準について十分

な議論を行った上で進めること。その際には、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく、双方を重視すること。

地方財政計画と決算との乖離是正にあたっては、投資的経費と経常的経費を同時一体的に是正すること。

三位一体の改革による一般財源化措置分については、その財源保障を担保するため、地方財政計画においてその積算を明確に区分して示すこと。

- (4) 真の地方分権を実現するためには、平成18年度までの改革ではその規模、内容とも不十分であり、平成19年度以降も引き続き、消費税・法人税も含めた基幹税からの税源移譲による地方分権改革に取り組む必要がある。

よって、国においては、第2期改革の具体的な工程を早期に明示し、その着実な進展を図ること。

2 生活保護費及び児童扶養手当給付費にかかる国庫負担率の確保

生活保護制度及び児童扶養手当制度は、国の責任で全国画一的に実施すべきであり、国庫負担率の引き下げは、単に多大な財政負担の地方への転嫁と国の責任放棄に他ならないため、平成18年度以降においても国庫負担率の引き下げを行わないこと。

3 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置

指定都市立小・中学校・養護学校等の教職員にかかる給与費負担の移管については、その所要全額について道府県からの税源移譲が不可欠である。

また、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲をすること。

平成17年7月

指 定 都 市